

この度はご更新いただきまして誠にありがとうございます。

引き続き、当店の大切なお客様として登録させていただきます。
ご住所・お電話番号等に変更がある場合は、スタッフまでお申し出下さい。

クリーニングタカノ クリーニング取引約款

- 1、お客様と当社とのクリーニング契約に関する権利義務は、全て当社作成のクリーニングタカノ事故賠償基本規約(以下、規約と言います)に従います。
- 2、当社の過失により紛失・損傷等の事故が発生した場合は、規約に従い賠償させていただきます。なお、当社はボタン、飾り品、ファスナー等の欠損、脱落、紛失等については責任を負いません。(※が、サービスにてボタン等を付け替えることがあります)また、慰謝料等のお支払いは応じられません。
- 3、お引取された日より6ヶ月経過したお品物、およびお預かり後(保管品については保管期間経過後)1年を経過してもお引取されないお品物については、当社は責任を負いかねます。
- 4、毛皮・皮革・絹織物・化学繊維等について、その品物の持つ特性から発生した変退色・変形・風合い変化等については責任を負いかねます。
- 5、ポリウレタンが使用されている製品は、製造から3年位で劣化しますので、製造から3年以上経過したお品物については責任を負いかねます。
- 6、お品物の汚れ状態と素材・デザインから技術者が判断して、受け付けたクリーニング方法と異なる処理をする場合がございますので、予めご了承ください。
- 7、天変地異その他のやむをえない事由により生じた損害については、責任を負いかねます。

クリーニング事故賠償基本規約

1 クリーニング事故原因

クリーニング事故原因は、(1)クリーニングの処理方法に過失がある場合(2)商品の製造および販売元に過失がある場合(3)お客様の着用時や保管時に過失がある場合 の三つに大別することができます。

クリーニング事故賠償の対象となるのは、(1)のクリーニングの処理方法に過失がある場合と判断された場合に限りです。なおクリーニング事故原因の決定は繊維製品検査所等の鑑定に基づくものとします。

①クリーニングの処理方法に過失がある場合

A 洗いによる損傷 B 仕上げによる損傷 C 紛失 D その他の原因

②商品の製造及び販売元に過失がある場合(洗濯・素材・取扱い等表示が無いもの及び表記間違ったもの)

- A 染色堅牢度の弱さ、移染、変褪色、その他
B 生地素材の使い方、硬化、剥離、ひび割れ、ゴム伸び、プリント脱落、収縮、それに類するもの
C 付属品ボタン、ファスナー、スモシヨール、ビーズ等の欠落破損、ベルト破損、それに類するもの
D 縫製糸のあまさによるホツレ・ほころび、ブリーチ・シワ加工消失、それに類するもの

③お客様の着用時や保管時に過失がある場合

- A 汗や日光、蛍光灯による変褪色や脱色
B 化学薬品(パーマ液・整髪料・バッテリー液・台所風呂洗濯洗剤)などによる変褪色や脱色
C 気付かないままの破れ、糸引き、食べこぼし、虫食いの跡
D ボタン、ファスナーの欠落
E クリーニング引き取り後、お客様保管中の事故
F その他これらに類するお客様による事故

2 事故賠償の対象について

当社によるクリーニング事故賠償の対象は上記1の①(当社のクリーニング処理方法等に過失があったと認定された場合)に限り、上記②③の場合を含みません。

3 事故賠償の条件

- (1)当社が当該商品を受け取った日から1年以内にお申し出があったもの、お客様が当該商品をお引き取り後6ヶ月以内に判明したもの、または当社が事故扱いと認めたものに限り(上記の条件を満たさない場合には、事故賠償の対象外となりますのでご注意ください)。
- (2)弊社クリーニングマーキングタグ(商品管理符号)が当該商品の本体に付いていることを前提とします。万一タグを紛失または廃棄処分されている場合は、それに準じて証明するものがある場合に限り、賠償制度が適用されます。

4 事故賠償額

- (1)賠償額は、クリーニング事故賠償基準(クリーニング賠償問題評議会制定)に従って決定します。
- (2)主観的価値である無形的損害賠償や精神的慰謝料には応じられません。
- (3)購入価格については、購入先またはメーカーの領収書、レシート等を必要とします。それらが紛失、廃棄処分されている場合は調査の上決定します。
- (4)損害賠償品の返却及びクリーニング代金の返金はできません。但し弊社が別途返却、返金を認める場合は、その限りではありません。

5 免責

- (1)お引取後6ヶ月以上経過したお品物または一度着用されたお品物については、賠償対象外とさせていただきます。
- (2)当社はボタン、飾り品、ファスナー等の欠損、脱落、紛失等については責任を負いません。
- (3)家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規定が正しく履行されていないお品物は、賠償対象外とさせていただきます。
- (4)加水分解によって経時劣化する特徴を持つ素材(ポリウレタン)で製造された衣類は、2年～3年で劣化いたします。人間の五感では判断できない状態の場合も多いため、製造から3年以上経過した商品は賠償対象外とさせていただきます。
- (5)染色が弱い商品でありながら、商品の製造及び販売元の指定された方法によるクリーニングで色に著しい変化が生じた場合は、賠償対象外とさせていただきます。
- (6)熱セット性が弱い生地で製造された衣類は、衣類に変化の発生しないクリーニングはできません。商品の製造及び販売元の指定する洗濯表示に「熱セットの状態は永久的なものではありません」等の内容が記述されているお品物がそうです。従って熱セットが取れる変化については、賠償対象外とさせていただきます。ボンディング加工生地は、劣化によって貼りあわせ生地が剥離してきます。製造から3年以上経過した同素材は剥離の危険が高く、通常のクリーニングに耐えない状態となっている場合は、賠償対象外とさせていただきます。その他通常のクリーニングに耐えない、素材で企画・製造された衣類については、賠償対象外とさせていただきます。
- (7)台風、地震などの自然災害による事故
- (8)インポート商品等の衣文化の違いによる事故についての賠償も時価の外国製品の規定範囲を超えることはありません。

6 その他

- 1)当社に故意または重大過失があった場合には民法の規定によります。
- 2)本制度の定める以外に発生する諸問題・事故については信義誠実の原則により解決をはかるものとします。
- 3)商品の製造及び販売元の洗濯取扱表示等に従ってクリーニング処理をし、クリーニング事故が発生した場合、メーカーがその責に任ずるようにクリーニング利用者に代わって事故賠償交渉を弊社が行うことができます。
- 4)当社では、ご提供頂いた個人情報に関して、株式会社オートランドリータカノの「個人情報保護方針」に基づきまして、取り扱いに関しては細心の注意を払っています。

(この規約は平成29年1月1日に規定)

ご不明な点はお問い合わせください。

お客様相談室 0120-79-9029 (月～金 10:00～17:00)

